

令和9年度 橿原市地域包括支援センター運営委託業務 (南圏域) 公募型プロポーザル実施要領

1. 本プロポーザルの目的（趣旨）

この業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定、及び「橿原市地域包括支援センター基本指針」に従い地域包括支援センター業務を行うため、公募により企画提案書に対するプレゼンテーション等の評価し、契約を締結する上で最も適した受注候補者を特定するためのプロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

1	案件名	橿原市地域包括支援センター運営委託業務（南圏域）																						
2	契約期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間																						
3	履行場所	南圏域（八木中学校区（南）、畝傍中学校区、白橿中学校区、光陽中学校区）に1箇所設置																						
4	業務内容	別紙仕様書のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項及び第2項に規定する業務等とする。																						
5	契約保証金	橿原市契約規則による																						
6	支払条件	別紙仕様書のとおり																						
7	提案上限額（税込）	<table><tr><th>年 度</th><th>地域包括支援センターのみ</th><th>南エリアブランチ委託金額</th><th>年度別提案上限額</th></tr><tr><td>令和9年度</td><td>70,500,000円</td><td>14,400,000円</td><td>84,900,000円</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>72,545,000円</td><td>14,400,000円</td><td>86,945,000円</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>74,610,000円</td><td>14,400,000円</td><td>89,010,000円</td></tr><tr><td colspan="3">3カ年提案上限額（南エリア）</td><td>260,855,000円</td></tr></table> <p>○前回と異なる事業所が提案する場合の「地域包括支援センターのみ」の令和9年度提案上限額は、諸経費込みの72,700,000円とする。したがって、令和9年度提案上限額は87,100,000円、3カ年提案上限額は263,055,000円とする。</p> <p>○上記金額の内訳は、橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年橿原市条例第17号）に定める専門職（3職種×3チーム9名）、また、新たに生活支援体制整備事業・認知症総合支援業務の強化のため、3職種もしくは理学療法士・作業療法士等のリハビリテーション職員の中から1名を追加配置し、専門職合計10名の人件費、認知症地域支援推進員1名の人件費、事務員1名の人件費、その他、事務費、事業費等経費とする。</p> <p>○かしはら街の介護相談室（ブランチ）の委託料は地域包括支援センターがかしはら街の介護相談室（ブランチ）と直接契約を行い、契約金額の中から委託料を支払うこととする。</p> <p>○当初予定していたかしはら街の介護相談室（ブランチ）の委託金額が増減した場合は、当契約も同等額の変更契約を行うこととする。</p>			年 度	地域包括支援センターのみ	南エリアブランチ委託金額	年度別提案上限額	令和9年度	70,500,000円	14,400,000円	84,900,000円	令和10年度	72,545,000円	14,400,000円	86,945,000円	令和11年度	74,610,000円	14,400,000円	89,010,000円	3カ年提案上限額（南エリア）			260,855,000円
年 度	地域包括支援センターのみ	南エリアブランチ委託金額	年度別提案上限額																					
令和9年度	70,500,000円	14,400,000円	84,900,000円																					
令和10年度	72,545,000円	14,400,000円	86,945,000円																					
令和11年度	74,610,000円	14,400,000円	89,010,000円																					
3カ年提案上限額（南エリア）			260,855,000円																					

3. 提案資格

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づくセンター設置資格を有する者。（医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人）
- (2) 檀原市内に本店を有し、かつ、当該年度の檀原市入札参加資格者名簿 「役務」－「その他役務」に登録されている者であること。
- (3) 応募する圏域内に、センターの事務所を設置できること。
また、市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
檀原市入札参加資格停止要綱（平成14年檀原市告示第208号）による資格停止 措置を受けていない者であること。
- (5) 直近1年間において、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (7) 檀原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年檀原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項各号のいずれにも該当しない法人であること。
- (8) 直近2年間において、関係法令に違反する等業務に関し不正又は不誠実な行為や、その他犯罪又は社会福祉に関する不正行為を行ったものではないこと。

4. 業務スケジュール

項番	手 順	期限等
1	公告（公募開始）	令和8年10月30日（金）
2	参加表明書の提出	令和8年11月 6日（金）16時30分まで
3	提案資格確認結果通知書の送付	令和8年11月10日（火）
4	質問票の提出	令和8年11月16日（月）16時30分まで
5	質問の回答	令和8年11月20日（金）
6	提出意思確認書の提出	令和8年11月26日（木）16時30分まで
7	企画提案書類の提出	令和8年12月 4日（金）16時30分まで
8	プレゼンテーション・ヒアリング 日程の通知	令和8年12月 7日（月）
9	プレゼンテーション・ヒアリング の実施	令和8年12月24日（木）
10	受注候補者の特定、結果の通知	令和8年12月28日（月）
11	仕様書の調整	担当者から受注候補者へ連絡します。
12	調整後の見積書の提出。	担当課から受注候補者へ連絡します。
13	契約日、結果公表	令和9年 1月中旬予定

5. 実施手順

（1）公告（公募開始）

本案件の関係書類及びプロポーザルに参加するために必要な書類を、令和8年10月30日（金）に橿原市公式ホームページに掲載します。

《配布書類》

①実施要領、②仕様書、③参加表明書（様式第1号）、④誓約書、⑤説明請求書（様式第3号）、⑥提出意思確認書（様式4）、⑦企画提案書表紙（様式A）※正本のみ使用、⑧質問票（様式B）⑨各種様式CからP、⑩見積書、⑪その他参考資料：地域包括支援センター運営に関するマニュアル、基本指針、要綱、要領、例規等

（橿原市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→入札・監督検査→橿原市入札・見積予報→プロポーザル案件【公募型】からダウンロード）

（2）参加表明書の提出

提出期間 令和8年10月30日（金）から令和8年11月6日（金）

提出場所 橿原市役所 福祉部 長寿介護課（分庁舎2階）

提出書類 ①参加表明書（様式第1号）、②誓約書

提出方法 提出期日までの平日開庁時間（9時から16時30分まで）に持参すること。

(3) 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者には、提案資格を確認した後に「提案資格確認結果通知書」を令和8年11月10日（火）にメールにて通知します。

なお、提案資格要件を満たさない旨を通知された者は「説明請求書（様式第3号）」を提出し、その理由について説明を求めることができます。

(4) 質問及び回答

受付期限 令和8年11月16日（月）16時30分まで

提出場所 橿原市役所 福祉部 長寿介護課（分庁舎2階）

- ・質問方法 「質問票（様式B）」に要旨を箇条書きで簡潔にまとめ、電子メールにて送付すること。なお、質疑のない場合も、その旨を電子メールで知らせること。また、メール送信後は電話により長寿介護課へ一報を入れること。

Email : kaigo@city.kashihara.nara.jp

※審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、口頭による質問は受付できません。

- ・回答方法 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年11月20日（金）に、メールにて参加者全体に回答書を送信します。なお、質問が一件も無かった場合は、橿原市から連絡を行いません。

(5) 提出意思確認書の提出

企画提案書類を提出する意思の有無を、「(様式第4号) 提出意思確認書」で確認します。

受付期限 令和8年11月26日（木）16時30分まで

提出場所 橿原市役所 福祉部 長寿介護課（分庁舎2階）

提出方法 提出期日までの平日開庁時間（9時から16時30分まで）に持参すること。

(6) 企画提案書類の提出

提出期限 令和8年12月4日（金）16時30分まで

提出場所 橿原市役所 福祉部 長寿介護課（分庁舎2階）

提出方法 提出期日までの平日開庁時間（9時から16時30分まで）に持参すること。

提出部数 正本1部には企画提案書表紙（様式A）をつける、副本（正本の写し）6部（表紙は不要）を提出すること。

なお、副本には法人名や個人名等、法人や個人を特定される内容の記載は差し控えること。

提出書類

書類名		注 意 事 項	様 式
企画書	1	企画提案書 表紙	様式 A
	2	法人の実績 * 奈良県下で地域包括支援センター業務を行った経験があれば記載すること。 * 高齢者関連事業に関する活動実績を記載すること。 * 居宅介護支援・介護予防支援の実績を記載すること。 (直近 5 年間各年度別) * 国・地方公共団体からの受託事業実績を記載すること。 (直近 5 年間分)	様式 C
	3	センター長(就任予定者)経歴書	様式 D
	4	運営に関する事項(地域包括ケアへの基本理念)	様式 E
	5	運営に関する事項(人員確保①)	様式 F
	6	運営に関する事項(人員確保②)	様式 G
	7	配置予定者の有資格者証明書(写し)	
	8	職員の処遇に関する事項 (福利厚生・給与・ワークライフバランス・職員育成等)	様式 H
	9	開設提案に関する事項(開設日程)	様式 I
	10	開設提案に関する事項(事業予定地)	様式 J
	11	開設提案に関する事項(事務所平面図)	様式 K
	12	開設提案に関する事項(基本方針)	様式 L
	13	開設提案に関する事項(実績管理と評価及び地域課題)	様式 M
	14	開設提案に関する事項(個人情報、リスク管理)	様式 N
見積書	15	* 厚生労働省発出介護保険最新情報 Vol. 1281 より 非課税の取扱いとする。 * 包括的支援事業と認知症総合支援事業のそれぞれ年度ごとに人件費・事務費・事業費を分ける。	
辞退届	16	※辞退される場合は提出すること。	様式 P

※ 全ての書類はページ番号を入れ、原則として A4 版縦型・横書き・左綴じで作成すること。

企画提案書の文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。(表中や図中の文字は対象外とする。)

(7) プレゼンテーション・ヒアリング日程等の通知

書類の提出があった候補者に対して、令和 8 年 12 月 7 日(月)に電子メールにて「ヒアリング開催通知書」を送付し、ヒアリングの日時と会場を指定する。

(8) プレゼンテーション・ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを行う。出席しない場合は採点を行わない。
なお、審査にあたっては、参加者を特定せずに行うため、企画提案書の作成及びプレゼンテーション実施の際に注意すること。

項 目	注 意 事 項
日時・会場	令和8年12月24日（木） 橿原市内施設 時刻及び会場等についてはヒアリング開催通知書にて指定する。
持 ち 時 間	プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内
出 席 者	3名以内 ・説明は、本業務を担当する業務管理者又は業務担当責任者が行うこと。 ・会社名を特定できるようなものを身につけないこと。
プレゼンテーション・ ヒアリング内容	・提出した企画提案書の内容説明（20分） ・説明に利用できるPC、プロジェクタ、HDMI ケーブル、スクリーンは橿原市が用意。 ・PCは説明者の持ち込みも可とする。PC等の準備作業は5分以内とし、上記説明時間には含まない。

(9) 採点基準項目及び配点表

評価項目	評価の視点	配点
1 法人の財政基盤・実績について（様式C）		
① 財政基盤	安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか。	40
② 地域包括支援センター	奈良県下で地域包括支援センター業務を行った実績があるか。	
③ 高齢者関連事業	高齢者福祉サービスに関する事業の実績があるか。（市内・市外問わず）	
④ 居宅介護、介護予防支援	居宅介護支援事業、介護予防支援事業についての実績があるか。	
⑤ 受託事業実績	公共事業受託の実績があるか。また、公共事業受託事業者としての役割や立場を理解しているか。	
2 基本理念について（様式E）		
① 視点、理念	圏域の特性や地域課題について把握しているか。また、法人理念・運営方針などから委託に適した法人であるか。	20
② 応募の動機	応募動機が真摯であり、運営に対する意欲や積極性があるか。	

3 人員確保について（様式F・G・H）		
① 配置予定職員	3職種職員が確保されているか。	30
② 欠員補充	3職種に欠員が生じた場合の体制確保策は適切か。	
③ 資質向上の取組	職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みを検討しているか。また、職員の健康管理体制が整えられているか。	
④職員の処遇に関する事項 （福利厚生・給与・ワークライフバランス・職員育成等）	職員の処遇改善を図るため、どのような取り組みを検討しているか。	
4 開設日程・予定地・平面図 について（様式I・J・K）		
① 開設までの準備期間及び設置場所	開設までの準備計画（内容、スケジュール）は適切であるか。また、地域包括支援センターの設置場所は適切であるか。	10
5 基本方針について（様式L）		
① 総合相談・高齢者本位の支援	高齢者に対して総合相談を適切に実施できる体制が整っているか。	45
② 権利擁護・虐待防止の取組	虐待対応、消費者被害防止における包括支援センターの役割を正しく理解し、実行可能な体制があるか。	
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者の実態を把握し、地域課題や支援のニーズを捉える、実行可能な取組や体制があるか。	
④ 地域ケア個別会議	個別レベル地域ケア会議や自立支援地域ケア会議等の開催実績があるか。	
⑤ 指定介護予防支援事業所としての取組	指定介護予防支援事業所としての取組についてと指定介護予防支援事業所業務の直近3カ年の実績があるか。	
6 実績管理と評価及び地域課題について（様式M）		
② 事業の実績管理・評価	事業の実績管理・評価を適切に行える体制が整っているか。	20
③ 地域課題への取組	地域の実情に応じた支援の取り組みを検討しているか。	
7 個人情報、リスク管理（様式N）		
① 個人情報の管理	個人情報について適切かつ安全に管理できる体制を整えているか。	30
② 事故・緊急時の対応	緊急時の対応体制が整えられているか。	
③ 苦情処理	苦情に対し適切な処理ができる体制を整えているか。	

8 見積書	・ 包括支援センター運営に当たり、無理のない収支計画を立てているか。	5
	・ 提上限額価格内であること。	
合 計		200 点満点

(10) 評価・結果通知

橿原市地域包括支援センター運営委託業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、委員が評価項目に基づき、提案書類内容およびプレゼンテーションの評価・審査・採点を行い、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

ア) 各委員の持ち点 200 点満点の総合計の 6 割を最低基準点とし、最低基準点以上で最高得点を得た者を契約候補者に特定する。なお、企画提案者が 1 者の場合であっても、評価委員会を開催し、同様の審査基準を満たしていれば契約候補者に特定する。

ウ) 同点となった場合、1 位をつけた委員の数が多い方を上位とする。

エ) 上記において、1 位をつけた委員が同数の場合は評価委員の投票により決定する。

オ) 評価経過については、非公開とする。受注候補者特定後、プレゼンテーション・ヒアリング参加者全員へ令和 8 年 12 月 28 日（月）に「プロポーザル採点結果通知書」を郵送し、受注候補者として特定した者の名称を通知する。

(11) 仕様書（契約締結用）の調整

橿原市と受注候補者とで仕様書等の調整を行い、契約に向けた交渉を行う。交渉により確定した仕様書に基づき、契約を行うための見積書を提出した後、契約を締結する。

なお、受注候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、次点候補者と交渉を行う。

(12) 契約の締結、実施結果の公表

受注候補者と契約締結後、橿原市ホームページ（入札・監督検査内）にて、プロポーザル方式実施結果（様式第 6 号）を掲載する。

6. その他の留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円（アラビア数字）とする。

(3) 企画提案書提出は、1 団体につき 1 件とする。

(4) 企画提案書の提出期限を過ぎてからの提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合で、橿原市が承諾したものについてはこの限りではない。

(5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(6) 企画提案書の提出後に応募を辞退する場合は、速やかに橿原市役所 長寿介護課へ電話で連絡するとともに、辞退届（様式 16）を持参にて提出すること。

(7) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

①提出された書類は一切返却しない。

②本案件に係る情報公開請求があった場合は、橿原市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

(8) 次の一に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②提出書類が仕様書に示された条件や提案上限額に適合しない場合。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの。

7. 本案件に関する問合せ先

担 当 課：橿原市役所 福祉部 長寿介護課（分庁舎2階）

住 所：〒634－8509 橿原市内膳町1丁目1－60

電 話：0744－22－8118（直通）

F A X：0744－24－9725

Email : kaigo@city.kashihara.nara.jp